

別表十二(三)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()		
事業場の名称	1	翌期	期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額	7	円
特定施設の名称	2	繰越	当期	鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	8
			額	同上以外の場合による益金算入額	9
				計	(8) + (9)
当期準備金積立額	3	計	当期準備金積立額のうち損金算入額	(3) - (6)	11
積立限度額の計算	4		算	期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額	(7) - (10) + (11)
		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金	13	
			差引	(13) - (12)	14
積立限度額	5	当期	貸借対照表の取崩不足額	(10) - ((3) - ((13) - 前期の(13)))	15
		当期	当期に生じた差額の合計額	(6) + (15)	16
積立限度超過額	6	前期以前分	前期末における差額	(前期の(14))	17

別表十二(三) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和2年旧措置法第68条の44第1項」※1
又は「令和2年旧措置法第68条の44第6項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10191」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合